

答申第174号
平成27年6月5日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成26年8月13日付神交総第314号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「神戸市バス2系統阪急六甲発→布引（下車）において本年6月7日、8日、および9日の3日間につき布引着20時00分から21時00分の間で、当該市バスを運転していた運転手の氏名および布引通過時刻のわかる記録の全て（ドライブレコーダーを含む）」において、運転手氏名を非公開とした決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

「市バスの運転士氏名」を非公開としたことは妥当ではなく、これを公開すべきである。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「神戸市バス 2 系統 阪急六甲発→布引（下車）において、本年 6 月 7 日、8 日および 9 日の 3 日間につき、布引着 20 時 00 分から 21 時 00 分の間で当該市バスを運転していた運転手の氏名および布引通過時刻のわかる記録の全て（ドライブレコーダーを含む）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 交通事業管理者（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、「乗務記録票」及び「停留所台帳」を特定し、そのうち運転士氏名及び職員番号を非公開とし、その余を公開とする決定（以下「本件決定」という。）を行うとともに、ドライブレコーダーについては、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、本件決定において非公開とされた情報のうち、運転士氏名の公開を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

審査請求人の主張を、平成 26 年 7 月 18 日付の審査請求書、平成 26 年 10 月 8 日付の意見書及び平成 26 年 12 月 22 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年 8 月 1 日運輸省令第 44 号）によれば、その第 42 条に「旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員の氏名及び自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。」とされている。

したがって、当然にも乗客はだれでも自分の乗車した神戸市バスの「運転者の氏名」を知り得る立場にある。なんらかの事情で乗客がこれを見落とした場合においても、後刻に、旅客自動車運送事業者は、この情報を乗客の求めに応じて開示する、と解するのが妥当である。もう下車してしまったから、あとからの公開はできないという理由や理屈は、旅客自動車運送事業運輸規則に全く見当たらない。

バスの車内に掲示しなければならない義務を負っている個人情報であるにもかかわらず、公文書公開請求の席においては、口頭により「総合的に判断した結果、公に

しないことが正当であると認められる」というのなら、全てのバス運転手の氏名は、全面的に非公開とする、と決めつけたに等しくなる。これは、旅客自動車運送事業運輸規則のみならず神戸市が定めた公文書の公開制度そのものを行政自らが否定していることにならない。

公開請求に対してこれを非公開としたのは、要するに「請求者が、差別発言を受けた」と、交通局に抗議しているから、だけの理由による。

仮に、審査請求人とは別人のAが同じ内容の公文書公開請求をしたら、これは開示される対象となるはずである。請求者には開示しないけど、Aには開示する、という扱いは、公文書公開制度の根幹を真っ向から否定するもので到底容認できない。審査請求人の公開請求を非公開とすれば、だれであっても同様の公開を求めている場合には「非公開」としなくては、整合性がつかなくなる。

また、神戸市交通局は、公開してしまうと審査請求人が当該運転手の運転業務を妨害したり、あげくのはては当該運転手の私生活まで重大な影響を与える可能性が極めて高い、かのような決めつけをしているが、いかなることを根拠にこうした行動が予測されると、予断と偏見だらけで憶測しているのであろうか。

こうした人物像の決めつけこそ、当該運転手の差別発言を遥かに上回る審査請求人への新たな人権侵害の上乗せと言わざるを得ない。

神戸市交通局は、審査請求人からの苦情に基づき、運転手からの聞き取りとドライブレコーダーの確認を行ったが、差別発言はなかったものと判断した、と主張している。ところが、神戸市交通局は、審査請求人が6月24日付で行った公文書公開請求に対しては、当該ドライブレコーダーは消去したので存在しない、と回答した。差別発言があったか・なかったかを客観的に録画・録音した「証拠品」を保存していないとは信じられない行為であり、これでは、交通局にとって都合の悪い証拠品を意図的に隠滅した、とも推認される。

差別行為・発言やセクハラあるいはパワハラ等は、加害したとされる側が「そうしたことはなかった」と否定すれば、それで終わりではない。「された側」と「したとされる側」のいずれの立場にも与しない公正な第三者機関等がていねいな調査をしなければ解明も進まないことは自明である。にもかかわらず、神戸市交通局は、「自分たちがなかったと確認した」から「なかった」という論理で通そうとしている。当該運転手の差別発言を遥かに上回る傲慢さは、徹底的に非難されなければならない。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成26年9月5日付の非公開理由説明書及び平成26年10月27日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

対象となる処分にかかる公開請求（平成26年6月24日付）に先立ち、審査請求人から、自身が平成26年6月8日に乗車した市バスにおいて、バスを降車する際に

運転士から差別発言を受けたとの苦情を交通局市バス運輸サービス課が受付けている。

この苦情に対し、市バスに搭載しているドライブレコーダーの記録の確認、該当する時間帯に運行していた運転士からの聞き取りなどの調査を実施したが、苦情内容にあたるような運転士による発言の事実は確認できなかったため、審査請求人には平成26年6月23日に電子メールにより調査結果を報告した経緯がある。

また、審査請求人は、平成26年6月7日から3日の間、自身が市バスに乗車した際に使用した、ICカードの使用履歴にかかる個人情報について本件請求とは別にその開示を請求している。

このような中で、本件公開請求にかかる文書「乗務記録票」には、市バスの運転士氏名、各停留所での停車時刻等の記載がある。また、審査請求人は、前述の個人情報開示請求により、差別発言を受けたとする平成26年6月8日に乗車した車両を特定することが可能であり、これらの情報を組み合わせることで、審査請求人の主張する差別発言を行ったという運転士を特定することが推定される。

交通局市バス運輸サービス課では、ドライブレコーダーによる記録映像や運転士からの聞き取り調査などをもとに、審査請求人が主張する運転士による差別発言はなかったものと判断しているが、それにも関わらず、運転士の氏名を公開することによって非難の対象となり、このことにより、今後当該運転士への苦情が容易に推測され、円滑な職務遂行が脅かされる恐れがあるとともに、市バスの運転中に苦情を受けるようなことがあると、市バスの安全運行に支障をきたす恐れもある。また、非難の延長として、私生活に重大な影響を及ぼすことも十分に想定できる。

以上の経緯を踏まえたうえで、運転士の氏名を公開することについては、個人の権利利益を害することとなるため、条例第10条第1号アに該当するものとして、運転士の氏名及び職員番号を公開しない決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

実施機関が本件請求に対して特定した文書は、乗務記録票及び停留所台帳である。

乗務記録票は、市バスの運転士ごとに毎日作成される文書であり、運転士がどの時刻にどの系統の市バスの運行を担当したかを一覧表にしたものである。これにより、特定の車両を運転した運転士名が誰であるのかを確認することができる。

停留所台帳は、市バスの停留所ごとの通過予定時刻を一覧表にしたものであり、これにより、特定の停留所を特定の時間に通過する市バスがどの車両であるかを確認することができる。

(2) 争点

実施機関は、乗務記録票に記載された運転士氏名及び職員番号を、条例第10条第1号アに該当するものとして、非公開とする決定を行った。これに対し、審査請求人

は、運転士氏名を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件における争点は、乗務記録票において非公開とされた運転士氏名の条例第 10 条第 1 号ア該当性である。

以下、検討する。

(3) 条例第 10 条第 1 号ア該当性について

市バスの運転士の氏名は、公務員の職務遂行に係る情報である。

旅客自動車運送事業運輸規則第 42 条第 1 項には、「旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員の氏名及び自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。」と規定されているが、これは医療機関における医師名の掲示や飲食店における営業許可証の提示と同様に、一定の資格や許可を得た者が適正、安全に一定のサービスを提供することを確保するためのものと思料される。

実施機関に確認したところ、神戸市バスの車内においても、乗客が確認できる位置に運転士の氏名が掲示されているとのことであり、運転士の氏名は公にされている。このような公務員の職務遂行に係る情報は、通常、公開されるべき情報であると考えられる。

実施機関は、審査請求人が運転士から差別発言を受けたと実施機関に苦情を申し立てている経緯を踏まえて本件決定を行ったとしている。

しかしながら、情報公開制度においては、条例で何人にも公文書公開請求権が認められており、公文書を公開するか否かは、原則として請求者が誰であるのかを問わず一律に判断されなければならない。したがって、運転士氏名について、審査請求人が苦情を申し立てていることを理由に非公開とすることは、妥当とはいえない。

以上から、運転士の氏名は、条例第 10 条第 1 号アに該当するとはいえない。

(4) 本件における事情について

本審査会における審査の中で、実施機関が運転手に対する非難の延長として、私生活上の重大な影響が生じる恐れについて言及しているので、以下のとおり補足しておく。

審査請求人は、運転士が審査請求人に対して差別発言を行ったと主張している。請求に至る経緯からすると、審査請求人は、差別発言を行ったとする運転士を特定するために、本件請求を行ったものと推察される。

一方で、実施機関は、ドライブレコーダーの記録等を調査した結果、そのような事実は確認できなかったとしている。また、ドライブレコーダーにおける当日の記録は既に廃棄され、現在は保有していないとしている。したがって、現時点では、運転士が差別発言を行ったかどうかを確認することはできない。

現代は情報化社会であり、一般に真偽が不明である個人に関する事柄がインターネット等で広く流布され、その内容が本人の社会的評価を低下させるようなものであった場合には、名誉棄損が成立し、当該個人の権利利益を著しく侵害する恐れが

ある。情報公開制度がそのような行為に用いられるべきものでないことは、条例第3条において個人に関する情報に最大限の配慮をしなければならないと規定しているところである。

また、条例第4条では、請求者は、情報公開請求によって得た情報を適正に用いなければならないと規定しており、本審査会としては、運転士の氏名について、情報公開制度の趣旨に沿って、適正に取り扱われることを望むものである。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成26年8月13日	—	* 諮問書を受理
平成26年9月5日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成26年10月8日	—	* 審査請求人から意見書を受理
平成26年10月27日	第282回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成26年12月20日	第283回審査会	* 審査請求人から意見を聴取 * 審議
平成27年1月26日	第284回審査会	* 審議
平成27年2月20日	第285回審査会	* 審議
平成27年3月23日	第286回審査会	* 審議
平成27年4月30日	第287回審査会	* 審議
平成27年5月20日	第288回審査会	* 審議